

第5章 都市災害復旧事業

第1節 都市災害復旧事業について

1 事業概要

暴風、こう水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、公共土木施設（公園）、都市計画区域内における都市施設（街路、都市排水施設等）が被害を受けた場合や市街地に多量の土砂が堆積した場合及び火山の爆発に伴い、公園、宅地等に多量の降灰があった場合において、国は災害復旧事業、堆積土砂排除事業及び降灰除去事業を行う地方公共団体に支援を行うことにより、民生の安定を図り、公共の福祉を確保するものです。

2 異常な天然現象とは

公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業査定方針第3

災害原因	異常な天然現象に該当する基準
(1) こう水	(イ) 警戒水位以上の出水 (ロ) 警戒水位の定めがない場合河岸高（低水位から天端まで）の5割程度以上の出水 (ハ) 比較的長時間にわたる融雪出水等
(2) 降 雨	(イ) 最大24時間雨量80mm以上 (ロ) (イ)未満でも時間雨量等が特に大(時間雨量20mm以上)
(3) 暴 風	最大風速（10分間平均）15m以上
(4) 高潮、波浪、津波	暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪又は津波によるもので、被災の程度が比較的軽微でないもの
(5) 地震、地すべり	社会通念上の被害
(6) 干ばつ、噴火、異常低温、積雪、落雷等	特に定めていない

※河川敷公園で出水により被災した場合、上記（1）を確認の上、採択する。

「公共土木施設（下水道・公園）災害復旧事業の取扱いに関する申合事項について」17

※降雪により都市施設が被災した場合には、昭和60年5月大蔵省との了解事項による。

補助対象となる異常積雪の範囲は、被災地域の最寄りの国、地方公共団体等の公的機関の雪量観測点における積雪深が、当該観測点の毎年の積雪深の最大値の累年平均値（過去10年間）を超え、かつ、1メートル以上の場合。

公園施設のさく（フェンス）等が積雪により被災した場合は、その災害査定にあたっては、当該被災箇所が降雪によるものか十分検討し査定にあたる。

3 対象事業

- (1) 災害を受けた公園、街路及び都市排水施設等の各施設の復旧事業
- (2) 市街地において、災害により発生した多量の堆積土砂の排除事業
- (3) 激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した水の排除事業
- (4) 火山の爆発等による降灰の除去事業

4 対象施設及び補助対象

区分	対象施設等		補助率 負担率	激甚 嵩上げ	補助（負担）根拠
都市災害 復旧事業	公共 土木 施設	公園	2/3～ 4/5～	有	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 第3条、第4条、第4条の2等
	都市 施設 等	街路	1/2		都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
		都市排水施設等			
		堆積土砂排除事業	1/2	有 ※1	都市災害復旧事業事務取扱方針
	湛水排除事業	—	有 ※2	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律	
降灰除去 事業	都市排水路		1/2		活動火山対策特別措置法第11条 活動火山対策特別措置法施行令第3条
	公園		1/2		
	宅地		1/2		

※1：激甚災害の指定による嵩上げ分は法律補助

※2：法律補助（嵩上げ分のみ）

5 都市局所管災害復旧事業対象施設の範囲

対象施設		施設又は事業の範囲
公共土木施設	公園	<p>都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽及びいけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの</p> <p>前号に掲げる施設で、社会資本整備重点計画法施行令第2条第2号に掲げる公園若しくは緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものに設けられたもの</p>
	街路	<p>(イ) 都市計画法第18、19、22条の規定により決定された施設である道路及び土地区画整理事業によって築造された道路で、道路法第18条第2項の規定による道路の供用開始の告示がなされていないもの</p> <p>(ロ) 鉄道事業法第8条第1項に規定する鉄道施設で前号に規定する道路と鉄道（都市計画法第59条に規定する都市計画事業若しくは前号に規定する道路の附帯事業により築造されたものに限る。）とを立体交差とするもののうち、鉄道事業法第12条第3項の規定による検査を終了していないもの</p>
都市施設等	都市排水施設等	<p>(イ) 都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設（下水道法の下水道は負担法の対象）</p> <p>(ロ) 都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園法に規定する自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地（負担法第3条第11号に規定する公園を除く。）のうち都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（植物を除く。）</p>
	堆積土砂排除事業	<p>(イ) 一の市町村の区域内の市街地における堆積土砂の総量が30,000m³以上</p> <p>(ロ) 2,000m³以上の一団をなす堆積土砂</p> <p>(ハ) 50m内の間隔で連続する土砂が、2,000m³以上の(イ)～(ロ)のいずれかで、市町村長が次の各号に該当する堆積土砂を排除する事業</p> <p>① 都市計画区域内で都市施設以外の地域に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く）</p> <p>② 都市計画区域外で市街地に堆積した土砂で市町村長が指定した場所に搬出集積されたもの（他の法令により処理されるものを除く）</p> <p>③ ①②にかかわらず、市町村長が、堆積土砂を放置することが公益上重大な支障</p>

		があると認めて搬出集積され、又は、直接排除されたもの
--	--	----------------------------

公園の対象施設（主なもの）

公園施設	都市公園法施行令第31条及び同法施行規則第17条に掲げる施設
1. 園路又は広場	園路又は広場
2. 修景施設	修景施設
3. 休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、キャンプ場その他これらに類するもの
4. 遊戯施設	ぶらんこ、すべり台、シーソー、ジャングルジム等その他これらに類するもの
5. 運動施設	運動施設（ゴルフ場及びゴルフ練習場並びにこれらに附属する工作物を除く）
6. 教養施設	自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの
7. 便益施設	駐車場、園内移動用施設、便所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの
8. 管理施設	門、さく、管理事務所、苗畑、照明施設、ごみ処理場、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設その他これらに類するもの
9. 都市公園の効用を全うする施設	展望台又は備蓄倉庫その他国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設（国土交通省令第17条に規定する耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設）